点検評価表(外郭団体)

I 団体の概要

(令和6年4月1日現在)

団	体	名	静岡県住宅供給公社				
所	在	地	静岡市葵区追手町9番18	設立年月日	昭和40年11月1日		
代	表	者	理事長 矢野 弘典	県所管課	くらし・環境部住まいづくり課		
設立に係	る根	拠法令等	地方住宅供給公社法				
団体の沿革			昭和28年10月 前身である(財) 昭和40年6月 地方住宅供給公社 昭和40年11月 静岡県住宅供給公 門を引き継ぐ	法が公布・施行			
運営	・静岡県営住宅(137団地 13,684戸)【管理代行】・市町営住宅等(7市町 100団地 4,903戸)【管理代行等】・都市再生機構住宅(県内4団地 692戸)【管理受託】・富厚里団地簡易水道施設、足久保団地下水道施設【管理運営】						
団体ホ	マーム	ページ	http://www.sjkk.or.jp				

出資者	出資額(千円)	比率(%)
静岡県	10,000	66.7
静岡市	2,000	13.3
浜松市	2,000	13.3
沼津市	1,000	6.7
基本財産(資本金)計	15,000	100.0

役職員の状況(人)					
常勤役員 1 常勤職員 50				50	
	うち県OB 1			うち県OB	0
	うち県派遣 0			うち県派遣	0
非常勤役員 5		5	•	非常勤職員	17
役員 計		6		職員 計	67

Ⅱ 点検評価(団体の必要性)

1団体の設立目的(定款)

住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もつて住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 団体が果すべき使命・役割

- ・主要事業である県営住宅など公営住宅等の管理を通じ住宅セーフティネットの一翼を担い、住宅行政の補完機関としての機能を果たす。
- ・県営住宅に加え市町営住宅の管理を行うことにより、公営住宅等管理における県全体の効率化・最適化に取り組む。

3 団体を取り巻く環境

区 分	内 容
団体を取り巻く社会経 済環境の変化や新たな 県民ニーズ	AHE DET DIED OF THE DEPARTS OF THE PROPERTY OF
行政施策と団体活動と の関係(役割分担)	県は、県営住宅の整備や、家賃決定・調定、家賃滞納者に係る法的措置等、管理の総括を担う一方で、公社は、入居決定や同居承認など県の権限の一部を代行する事務をはじめ、入居者募集、滞納整理、住宅修繕、点検業務等、幅広く県営住宅の管理を代行することにより、住宅行政を代替・補完する公益性の高い役割を担っている。
民間企業や他の団体と の関係(役割分担)	県営住宅及び市町営住宅等について、主として県・市町の権限の一部(入居者決定等)を代行する「管理代行制度」により管理を受託しているが、管理代行を行う資格を有するのは地方公共団体及び住宅供給公社に限定されている。(公営住宅法第47条)

4 事業概要 (単位:千円)

区分	事業名	事業概要	R5 決算	R6 予算
스기		丁木 伽女	ハリ 八弁	1/0]/升
県委託	県営住宅管理事業	県営住宅の管理、修繕、滞納整理業務を受託	1,859,802	1,937,584
市町委 託	市町営住宅管理事 業	市町営住宅等の管理、修繕等を受託	402,558	402,828
その他 委託	都市再生機構住宅 管理事業	都市再生機構(UR)が所有する住宅の管理、 修繕、滞納整理等業務を受託	228,431	129,690
自主事 業	定期借地権付土地 管理事業	過去に実施した定期借地権付分譲宅地の地代 回収業務(令和35年度完了予定)	10,626	10,733
自主事 業	割賦債権管理事業	過去に公社が建設した建物代金の回収業務 (令和17年度完了予定)	8,929	7,339
自主事 業	その他の事業	災害型飲料自動販売機の設置、引越斡旋サー ビス、高齢者支援等事業の実施	697	672
自主事業	簡易水道等事業	過去に公社が建設した2団地の簡易水道及び 下水道施設の管理業務	18,054	18,073
		合 計	2,529,097	2,506,919

5 事業成果指標

	E	口無法				
指標の名称(単位)	DO	D.4	DE		目標値(年度)	
	R3	R4	R5	評価	(牛皮)	
県営住宅の入居率(翌年度4月1	92.5%	92.5%	92.5%		92.5%以上	
日現在)(%)	91.50%	91.76%	92.96%	Α	(R6)	
高齢者支援事業(県営住宅等にお	12	12	12		12	
ける高齢者ふれあい生活支援事 業)実施団地数(か所)	コロナ禍により中止	12	17	Α	(R6)	

※評価 ··· A:目標達成 B:目標未達成 C:目標未達成(乖離大)

6 事業成果の総括評価

	団体の自己評価		県所管課による評価
判定	評価	判定	評価
0	事業成果指標2項目のうち、R5年度の県営住宅入居率は目標を0.46ポイント上回った。入居募集情報の効果的な広報る。場民への周知など人居率による県民への周知などの選集等である。高齢者支援事業(県営住宅等にいる場所を10世にの関係のほか、集会が開発を10世にの開発を10世にの開発を10世にの別にのは、10世にの別にのは、10世にの別にのは、10世にの別にのの別にのでの別にのでの別にのでの別にのでの別にのでの別にのでの別にの	0	県営住宅の入居率は、毎月募集の実施や効果的な広報に努めることにより、目標を達成することができた。 高齢者支援事業(高齢者を対象とした講演会等の開催)については、ふれあい生活講座を目標値を上回る14か所で開催したほか、電話による高齢への声かけの実施、非接触型温度計の贈呈など、高齢者の安心・安全な生活を積極的に支援した点は高く評価してよい。指標である「高齢者ふれあい生活支援事業」の実施にとどまらず、これまで培ったノウハを活かし、高齢者・外国人等に対する様宅を始め、市町営住宅や都市再生機構住宅等の入居者に対するサービスを実施しており、県営住宅を始め、市町営住宅や都市再生機構住宅等の入居者に対するサービス向上が図られていると認められる。

※判定欄 ··· ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

7 団体の必要性の評価

	団体の自己評価		県所管課による評価
判定	評価	判定	評価
0	時代の変遷に合わせ平成14年度からは 新規分譲事業を廃止し、現在は県営住宅の 受託管理などを中心とした業務形態に移 行しているが、これまでのノウハウを活か し適確かつ効率的な管理を行うなど、住宅 行政における代替補完機関としての機能 を発揮している。 なお、県・市町の権限の一部(入居決定 等)を代行する「管理代行制度」により県営 住宅及び市町営住宅の管理を受託してい る。管理代行を行なえるのは地方公共団体 及び住宅供給公社に限定されている。(公 営住宅法第47条)	0	公社は時代の変遷とともに、勤労者に対する住宅・宅地の供給という設立当初の役割を見直し、現在は、県の権限の一部(入居者決定等)を代行する「管理代行制度」による県営住宅の管理など、県の住宅行政を代替・補完する公益性の高い役割を担っている。

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

8 団体改革の進捗状況(過去の行政経営推進委員会からの意見への対応状況)

行政経営推進委員会意見	対応状況				
(経営健全性に係る意見を除く)	団体記載	県所管課記載			
県内の住宅の供給状況に応じ た見直しを継続	住宅・宅地の新規供給に係る事業は役割を終えた清算事業として 「一部では、県営住宅等の受託管理を中心とする業務形態に移行している。	清算事業と主要事業を整理し、今後も安定的な経営が継続できるよう、中長期計画にも盛り込んでいる。			
滞納対策についての強化	県委託により徴収嘱託員15人、補助事務員1人を雇用し、滞納者への督促・納入指導(令和5年度臨宅11,008件、面接5,421件)を実施。 家賃滞納額は平成23年度から減少に転じ、令和5年度は154,929千円と、令和4年度に比べ1,368千円減少した。	徴収嘱託員が県職員と連携して初期滞納者を中心とした滞納整理を実施し、平成23年度以降の滞納額の減少に大きく寄与している。			
高齢者福祉部門などと連携	高齢者テレフォン安心サービス (安否確認)のほか、平成26年度 から県・市町の福祉部局、地域26年度 がら場でするい生活支援事業と連携 し、高齢者ふれい生活支援事業 (講座、相談会を開催)を開電気 、事業者など26事業者は、で、高齢者を 、本を開催)を開電で、本で、大田では、高齢者のとのより、本に、本のとのは、本のとのは、本のは、本のは、本のは、本のは、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田で	行政の福祉担当部局や地域包括 支援センター等との連携により各種 事業を実施するほか、民間事業者と 「高齢者を見守る」協定を締結する 等、高齢者の孤立化防止と安心して 暮らせる環境づくりに寄与してい る。 さらに、独自事業として、血圧測 定運動やミニ図書館の設置などに 取り組むなど、これまで培ったノウ ハウを活かして、高齢者に対する支 援の推進に努めている。			

市町事業の受託等による県・ 市町通じた効率化の推進

平成29年度から掛川市、袋井市、平成30年度から小山町、令和2年度から島田市、富士市、焼津市、令和3年度から御殿場市の市町営住宅管理業務の受託を開始した。引き続き、市町営住宅の管理拡大を進め、県全体の効率化、最適化に取り組む。

県営住宅管理を通して構築された 組織体制を活かし、スケールメリットが発揮されるよう適正な範囲で 管理受託を進めている。今後も、市 町からの新規管理受託が期待でき る。

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

Ⅲ 点検評価(経営の健全性)

1 財務状況 (単位:千円)

							<u> </u>
	区 分		R3 決算	R4 決算	R5 決算	評価	備考(特別な要因)
	単年度収支	(d-h)	189,854	92,600	68,850	Α	
健	経常損益	(a+b-e-f)	189,924	93,600	74,430	Α	
全性指標	公益目的事業会計						
	収益事業等会認	†					
標	法人会計						
	剰余金		1,729,026	1,821,627	1,890,477	Α	

※評価 … A:プラス B:特別な要因によるマイナス C:マイナス

						がる女団によるイイン	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
		区 分	R3 決算	R4 決算	R5 決算	主な増減理由等	R6 予算
	資	産	3,158,613	3,127,113	3,118,352		3,135,496
		流動資産	1,704,843	1,746,868	1,793,897		2,048,090
		固定資産	1,453,770	1,380,245	1,324,455	割賦債権管理事業の縮小	1,087,406
資	負	債	1,414,587	1,290,487	1,212,875		1,236,659
産の		流動負債	526,362	442,991	392,465		429,367
)状況		固定負債	888,225	847,496	820,410	割賦債権管理事業の縮小	807,292
沈	正	味財産/純資産	1,744,026	1,836,627	1,905,477		1,898,837
		基本財産/資本金	15,000	15,000	15,000		15,000
		剰余金等	1,729,026	1,821,627	1,890,477	当期利益分の増加	1,883,837
		運用財産	0	0	-		-
		事業収益 (a)	2,412,138	2,501,207	2,529,097		2,506,919
		うち県支出額	1,886,200	1,937,005	1,859,802		1,937,584
		(県支出額/事業収益)	(78.2%)	(77.4%)	(73.5%)		(77.3%)
	収	事業外収益 (b)	150,641	5,862	15,520		10,171
	入	うち基本財産運用益	1	1	1		1
		特別収益 (c)	-	-	-		-
収支の		うち基本金取崩額	-	-	-		-
又の		収入計 (d=a+b+c)	2,562,779	2,507,069	2,544,617		2,517,090
状況		事業費用 (e)	2,371,731	2,410,451	2,469,129		2,486,618
,,,		うち人件費	349,735	331,194	340,400		343,128
	支	(人件費/事業費用)	(14.7%)	(13.7%)	(13.8%)		(13.8%)
	支出	事業外費用 (f)	1,124	3,018	1,058		755
		特別損失(g)	70	1,000	5,580		-
		支出計 (h=e+f+g)	2,372,925	2,414,469	2,475,767		2,487,373
		収支差 (d-h)	189,854	92,600	68,850		29,717

2 経営改善の取組の実施状況と評価

バブル崩壊による景気悪化に伴い、平成9年度決算が赤字となったことから、平成12年3月に第一次経営改善計画を策定し、以降、第三次経営改善計画の最終年となる平成29年度まで経営改善に取り組んできた。

この間、事業別収支管理を実施しながら、公営住宅等管理事業を主要事業として継続、住宅・宅地の新規供給事業等は役割を終えた清算事業として縮小・廃止してきた。

なお、平成29年度には新たに市町営住宅管理事業を受託することにより安定的な財源確保に取り組んだ。

また、平成30年度に令和9年度までの10年間を計画期間とする新たな経営計画を策定し、引き続き健全経営の維持に取り組んでいる。

その結果、平成15年度から令和5年度まで21期連続で経常黒字を確保するなど、経営改善が着 実に進んでいると評価できる。

3	赤字の要因(前年度の単年度収支、経常損益が赤字の団体のみ記載)
Ī	

4 経営の健全性の総括評価

1	・経営の健全性の総括評価							
		団体の自己評価	県所管課による評価					
	判定	定 評価		評価				
	0	令和5年度の単年度収支及び経常損益並びに剰余金が全てプラス(A評価)となっており、経営は良好と評価できる。経常損益は平成15年度から令和5年度まで21期連続して黒字を維持しており、剰余金も必要十分な額を確保(令和5年度末時点で18億9千万円余)しており、当面経営状況が悪化する恐れはない。また、借上賃貸住宅管理事業や割賦債権管理事業など、過去に実施した住宅・宅地新規供給に係る清算事業の縮小・終了により、全体の事業規模は減少傾向にあるが、安定した収益が見込まれる県営住宅や市町営住宅等の公的住宅管理を主要事業にシフトしてつ継続実施しており、経営の安定化が進んでいる。	0	平成29年度をもって構造的な赤字事業であった借上賃貸管理事業が終了し、過去の住宅・宅地新規供給事業による割賦債権の管理も清算に向け順調に縮小している。 公社事業が全般的にスリム化する中、主力事業である県営住宅管理に加え、平成29年度から開始した市町営住宅管理事業は確実に利益が確保できており、安定的な経営に寄与している。なお、平成30年度、令和2年度及び令和3年度には受託市町を拡大している。 経常収支の黒字の維持と十分な剰余金の確保が図られており、健全な経営が保たれている。				

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

5 団体改革の進捗状況(過去の行政経営推進委員会からの意見への対応状況)

行政経営推進委員会意見	対応状況			
(経営健全性に係るもの)		団体記載	県所管課記載	
_				
-				
-				

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

1 点検評価を踏まえた経営の方向性

今後の展望、中期的な経営方針(団体記載)

高齢者等入居者の生活支援など質の高いサービスの提供により、安全・安心で快適な住環境の実現を図るため、公社の事業を継続・発展させていく。

【経営方針】

1 快適な住環境の提供

- ○主要事業である県営住宅等の管理は、入居する高齢者、外国人、障害のある方に対する生活 支援事業を充実し、サービスの向上を図る。
- ○市町営住宅の管理も、県営住宅管理で得たノウハウを活かし、生活支援事業を開始するなど サービスの充実を図る。
- ○地域や利用者のニーズを把握し、県及び市町 に提案や情報提供を行うことにより、公営住宅 等の機能拡大と住環境の向上を図る。
- ○施設の維持・修繕を計画的かつ迅速に対応するなど、適確な施設管理を実施する。

2 健全経営の維持

- ○経常利益の黒字を継続し経営の安定化を図る。
- ○事業別収支管理を行い、事務経費の削減など コストダウンに取り組み、利益率の向上や損失の 縮小を図る。
- ○市町営住宅管理の受託を拡大し、安定的な財源の増額を図る。
- ○簡易水道等事業など「清算事業」のリスクに対応するため、剰余金の増額を図る。

3 業務量に即した組織体制の確保

- ○公社の事業を継続して実施するため、業務の 量及び内容に即した職員を配置する組織体制を 確保する。
- ○長期の事業計画及び収支見込を踏まえ、正規 職員及び嘱託員の定員を管理する。

団体の方針に対する意見等(県所管課記載)

H30~R9年度を計画期間とする住宅供給公 社経営計画に基づき、経営の健全性を確保しつ つ、公営住宅入居者の安全・安心で快適な住環 境の実現を図るため、着実に事業を推進する必 要がある。

経営方針の「快適な住環境の提供」に関しては、県営・市町営住宅の入居者に対する質の高い生活支援の提供というソフト面と、適切な施設の維持・修繕というハード面の両面から、バランス良く資源を投入し、満足度の向上につなげていただきたい。

「健全経営の維持」に関しては、県営住宅及び 市町営住宅管理による安定財源の確保に努める とともに、割賦債権管理事業に係る一層のコスト 縮減を図る等、今後も十分な健全性が保たれる よう留意願いたい。

また、「清算事業」のうち簡易水道等事業には、 施設の老朽化が進行する等の潜在的リスクを内 包していることから、市等への移管を目標に、当 面、適確な維持・修繕に努める必要がある。

2 今年度の改善の取組

団体の取組(団体記載)

・高齢者及び外国人入居者支援事業等を積極的 にPRすることにより公社の評価を高める。

- ・社内にプロジェクトチームを編成し、県営住宅 等における様々なデータの取得・分析・蓄積を行い、入居率向上策等について検討する。
- ・当面の対策としてホームページのリニューアル や制度改正による申込状況の分析、空家の現状 分析及び空家率の改善等を検討する。
- ・県全体の公営住宅管理の効率化、最適化を進めるため、令和7年度以降に新たに市営住宅管理業務を受託できるよう、関係市との協議・調整を進める。

団体の取組に対する意見等(県所管課記載)

県営住宅の入居率向上については、令和6年4月から入居基準を緩和したため、こうした事も含め新聞や不動産情報誌への広告の掲載の他、人が集まりやすいスーパーマーケット等の商業施設にポスターを掲示するなど、引き続き効果的な広報に努める必要がある。

市町営住宅の管理受託については、経営上の 安定的な財源として、今後も適正な範囲で拡大 し、スケールメリットを発揮して効率化を進めて ほしい。

職員については、引き続き、業務量に応じた適 正な人員管理に努める必要がある。

V 組織体制及び県の関与

1 役職員数及び県支出額等

(単位:人、千円)

区分	R3	R4	R5	R6	備考(増減理由等)
常勤役員数	1	1	1	1	
うち県OB	1	1	1	1	
うち県派遣	ı	ı	1	-	
常勤職員数	50	49	49	50	
うち県OB	1	1	1	1	
うち県派遣	1	1	I	1	R4末で県職員の派遣終了
県支出額	1,886,200	1,937,005	1,859,802	1,937,584	
補助金	-	-	-	-	
委託金	1,886,200	1,937,005	1,859,802	1,937,584	※税抜き
その他	I	I	I	I	
県からの借入金	ı	ı	-	-	
県が債務保証等を 付した債務残高	_	-	-	-	

※役職員数は各年度4月1日時点、県支出額は決算額(当該年度は予算額)、借入金・債務残高は期末残高

2 点検評価(団体記載)

項目	評価	評 価 理 由
定員管理の方針等を策 定し、組織体制の効率 化に計画的に取組んで いるか	0	平成12年度から平成29年度まで、正規職員の退職に対して職員の新規採用による補充はしない方針を堅持し、嘱託員(再雇用含む)の活用、組織体制の見直しや業務の効率化等により対応してきた。平成29年度には建築基準法改正により義務付けられた点検業務を県から受託したこと、新たに市営住宅管理を受託したことによる業務量増加を嘱託員3人(1人は5月採用)の増員により対応、平成30年度には平成29年度末の借上賃貸住宅管理事業終了による業務量減少を嘱託員2人減員により対応した。正規職員の退職者不補充の方針については、平成30年4月に解除されており、令和元年度以降は、平成30年6月に策定した「静岡県住宅供給公社経営計画(H30~R9)」に基づき、業務量の増減に応じ必要となる職員数を計画的に確保していくこととしている。なお、県と協議の上、令和2年度は富士市、島田市、焼津市の3市の市営住宅管理代行の開始に伴う業務量の増加に対応するため職員3人及び嘱託員1人(1人は6月採用)の計4人を増員、令和3年度には御殿場市営住宅の管理代行開始に伴い嘱託員1名を増員した。
常勤の役員に占める県 職員を必要最小限にと どめているか	0	平成23年度から2名(理事長、常務理事。県OB)であった常勤役員を1名 (常務理事。県OB)に減らした。また、平成26年度から常務理事の採用方法 を公募(結果県OBを採用)とする等、常勤役員に占める県職員の最小限化に 努めている。
常勤の職員に占める県からの派遣職員を必要 最小限にとどめているか	0	令和4年度から県からの職員派遣を中止。(R3まで県職員1人派遣)

※ 評価欄 ··· ○:基準を満たしている △:基準を満たしていないが合理的理由がある ×:基準を満たしていない

3 点検評価(県所管課記載)

項目	評価	評価理由
県からの派遣職員について、必要性、有効性が認められるか	[
県からの補助金等の支出や借入金等について、必要性、有効性が認められるか	0	県営住宅の管理・修繕・滞納整理を委託しているが、業務は県の役割を代替・補完する性格のものである。 県の権限の一部(入居者決定等)を代行できる「管理代行制度」を活用可能な団体として、これまでのノウハウを活かして適正な管理を行っており、県委託金の有効性が認められる。

[※] 評価欄 ··· ○:基準を満たしている △:基準を満たしていないが合理的理由がある ×:基準を満たしていない

VI 更なる効果的事業の実施に向けた取組

1 外部意見把握の手法及び意見

区分	実施	結果公表	実施内容	主な意見・評価
外部評価委員会	0		ふじのくにづくり支援センターの諮問機関である評議員会において、住宅公社事業についても外部有識者の意見を伺っている。	(令和5年度計算)・公常では、 ・公常では、 にないでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
利用者アンケート	0	-	市営住宅入居者へのアンケート (富士市営住宅)	(主なアンケート結果) ・管理全般への満足度(回答者の7割 以上が概ね満足している) ・公社職員の窓口・電話対応等(回答者 の9割以上が対応を評価) ・苦情への対応(回答者の7割以上が 概ね良いと評価) ※アンケートの結果は、各市担当部署 へ報告し、今後の対応を検討する資料 としているため公表していない。
利用者等 意見交換会	0	-	団地代表者からの要望事項ヒアリン グの実施 等	※内容に個人情報等が含まれることがあるため公表していない。
その他 ()			•	

○:実施している/公表している 一:実施していない/公表していない

2 事業やサービスの見直し例

令和5年度は、高齢入居者の生活支援として、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、集会所を活用したふれあい講座等を開催した。今後は未実施の団地を対象とした開催を目指すとともに公社の取組み状況を広報(ホームページ掲載、社会福祉協議会への情報提供等)し、団地自治会や社会福祉協議会等の自主的な取組み及び地域への拡大を促す。

外国人入居者支援は、通訳・翻訳支援のほか、個別訪問による訪問サポートサービスや外国人向け防災体験 訓練を開催した。今後は、アンケート調査による外国人入居者のニーズを把握し、国際交流協会等への情報 提供・連携した対応を検討し、共生社会の推進、外国人が住みやすい環境を構築していく。